



エステの格安体験から次々契約、解約したい



事例

ネットで見つけた格安の体験痩身エステを受けに行った。施術後、担当者から20回30万円の痩身エステと化粧品の購入を勧められ契約した。その後も施術に通うたびに、痩身エステの追加コースやサプリメントなどを次々と勧められた。断っても「効果が上がり早く痩せられる」「支払いが困難なら分割払い手数料を無しにする」と言われ、断り切れず契約した。しかし、体験後1ヵ月で3回施術に通っただけなのに、総額で80万円になってしまった。解約したい。

助言



エステティック契約のうち、利用期間が1ヶ月を超え、総額が5万円を超える契約は、特定商取引法で規制されています。

この法律では、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で契約を解除することができる「クーリング・オフ制度」が設けられています。また、クーリング・オフ期間を経過した後でも、契約期間内であれば理由の有無に関係なく解約できる「中途解約制度」が設けられています。2万円を上限とした解約料に関する規定があり、解約料と中途解約までに受けたエステサービスの対価に相当する金額を支払うことで中途解約ができます。サービスを受けるために必要と言われて購入した化粧品やサプリメントなども、関連商品として、同時にクーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

このように「クーリング・オフ制度」や「中途解約制度」があるとはいえ、トラブル防止のためには、勧誘されるまま契約せずに、サービス内容をよく検討したうえで契約することが大切です。

「体験だから」と気軽に利用する前に、自分の希望するサービスの内容や価格を明確にしておき、勧誘されてもその場での新たな契約は避け、いったん家に帰り、冷静になって考える時間を持ちましょう。「今だけ」「キャンペーン中」「より効果が上がる」などと言って勧誘されても、必要ないときはきっぱりと断りましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）